

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 11 月 11 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600320 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600180 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 53 年 3 月に A 社に正社員として入社し、昭和 63 年 10 月に退職するまで継続して勤務していた。会社の名称が変わった頃に、同職種の同僚と共に異動になったことはあるが、請求期間に退職したことはないにもかかわらず、厚生年金保険の記録が抜けていることに納得がいかない。正しい記録に訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A 社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 55 年 9 月 1 日に A 社から B 社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A 社は、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、その翌日である同年 9 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となってしまっており、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが、同年 9 月 1 日で被保険者資格を、同社において再取得していることが確認できることから、当該事業所が請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 54 年 8 月の随時改定の記録から、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は既に亡くなっており、昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間において、A 社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600295 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600181 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 8 月 31 日から昭和 51 年 2 月 1 日まで

A社B店に、学生アルバイトでウエイターとして勤務していた昭和 50 年 7 月 8 日から昭和 51 年 3 月 22 日までの期間のうち、昭和 50 年 8 月 31 日から昭和 51 年 2 月 1 日までの期間について厚生年金保険の記録がないが、請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年 7 月 8 日から昭和 51 年 3 月 22 日までの期間において、A社B店に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者の同僚 22 名に照会し、回答を得た 11 名のうち 2 名が請求者の名前を記憶している旨陳述しているものの、請求者が請求期間に A社B店に勤務していたことを確認することはできない上、請求期間当時の事業主及び複数の同僚が社会保険事務担当者として名前を挙げた者は既に亡くなっているため、照会することができない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保管していない上、A社B店は、昭和 58 年 6 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社（本社）の事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料がないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、上記照会に回答した同僚のうち 2 名が、請求期間当時、請求者と同様に学生アルバイトとして勤務していたと回答している期間に、厚生年金保険の被保険者となっていない期間があることが確認できる。

加えて、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」における請求者のA社B店に係る厚生年金基金加入員記録の取得年月日及び喪失年月日は、「健康保険・厚生年金保険

適用事業所名簿(事業所台帳)」の記録及びオンライン記録と一致していることが認められる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。